

子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号等の市町村が定める額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 7 月 13 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 10 号

子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号等の市町村が定める額等を定める規則の一部を改正する規則

子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号等の市町村が定める額等を定める規則(平成 27 年寒川町規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

別表備考 4 の 1 号認定利用者負担額の表中「3,700」を「3,000」に、「5,150」を「3,000」に改め、同備考 4 の 2 号・3 号認定利用者負担額の表中「6,650」を「6,000」に、「6,500」を「6,000」に、「7,900」を「6,000」に、「7,750」を「6,000」に、「9,500」を「9,000」に、「9,300」を「9,000」に改め、同備考 6 第 1 号中「得た額」に次に「(市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0)」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以降に行われた子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、同法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、同法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育、同法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域型保育、同項第 3 号に規定する特定利用地域型保育及び同項第 4 号に規定する特例保育について適用する。